

京都市告示第186号

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するための地縁による団体として、次のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示します。

平成25年6月24日

京都市長 門川 大作

1 団体の名称

西山団地町内会

2 規約に定める目的

会員相互の親睦と生活の向上を図り住みよい環境作りを目指し次の活動を行います。

- (1) レクリエーション、文化活動等住民相互の親睦を図る行事の開催に関する事。
- (2) 町内清掃、ゴミ処理、排水等保健衛生に関する事。
- (3) 防犯、防災、防火、交通安全等に関する事。
- (4) 所有する資産の維持管理及び運営に関する事。
- (5) その他会の目的に必要な事業や連絡に関する事。

3 区域

京都市西京区大枝沓掛町26番地「西山団地」(進入道路を含む)

4 主たる事務所

京都市西京区大枝沓掛町26番地

5 代表者の氏名及び住所

貴志佳史

京都市西京区大枝沓掛町26番地640

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 認可年月日

平成25年6月19日

(文化市民局地域自治推進室)